

みなし決議に関する評議員会(公益財団法人岩手県文化振興事業団第10回評議員会)
議事録

- 1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (1) 評議員選任の件
 - ①黒沢秀之氏を公益財団法人岩手県文化振興事業団の評議員とすること。
 - ②黒沢秀之氏の任期は平成31年の定時評議員会の日までとすること。
 - (2) 提案理由
川上隆評議員の辞任に伴い、後任として選任するため。
 - (3) 上記提案を可決する旨の評議員会の決議があった日とみなされる日は、平成28年8月10日とすること。

- 2 1の事項を提案した者の氏名
理事長 菅野 洋樹

- 3 評議員会の決議があったものとみなされた日
平成28年8月10日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定により、評議員会の決議があったものとみなされたので、これを証するためこの議事録を作成した。

平成28年8月10日

公益財団法人岩手県文化振興事業団
議事録作成者 理事長 菅野 洋樹 ㊟